「復興感謝　第６回東松島市産業祭」

農産物展示品評会　審査方法及び審査基準

## １　審査方法

（１）品評会の審査は、審査員による厳正な比較審査により行う。

（２）審査は公平を期するために、出品物に番号を表示し、外観の比較評価を行う。

## ２　審査基準

（１）審査は、一般的な市場等における出荷規格に基づいた出品物について行う。

（２）品目毎に、以下の審査基準に基づき、「おいしさ」「新鮮さ」「栄養価」などにつながる特徴について、厳正なる審査を行う。

### ①葉茎菜類

ア　品種の特性を具備するもの

イ　結球性のものは、球が固くしまり、中肋の小さいもの

ウ　葉質肥厚し、繊維柔軟であるもの

エ　生理障害や病害虫の被害のないもの

オ　販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

### ②根菜類

ア　品種の特性を具備するもの

イ　繊維が柔らかく、かつ、肉質が中心まで充実し、風味の良いもの

ウ　肉質部「す」入りや、その他の障害のないもの

エ　病害虫の被害のないもの

オ　販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

カ　土をよく落としたもの

### ③果菜類

ア　品種の特性を具備するもの

イ　形状が揃っており、色たくともに良好なもの

ウ　生理障害や病害虫の被害のないもの

エ　販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

### ④果実

ア　品種の特性を具備するもの

イ　形状、大きさが均一なもの。また、色たくの優れたもの

ウ　病害虫の被害、その他の損傷がないもの

### ⑤林産物

ア　形状が均一であること

イ　品質、形状、色たくが良好であるもの

ウ　病害虫の被害のないもの

## ３　褒賞の決定

褒賞は、審査の結果をもとに、金賞と銀賞並びに副賞を決定する。ただし、適当と認められる出品物がない場合は、金賞を決定しないことができる。

## ４　その他

審査にあたり、疑義がある場合は審査長の指示を受ける。